

はしがき

相続税の税務調査は、忘れた頃にやってくる。

相続税の調査は、相続税申告が終了しホッとした約1年から2年後（相続税申告が大変だったということを忘れかけた頃）、「〇〇税務署の資産課税部門の△△と申しますが、相続税の調査の件で……」と連絡が入るのだ。

申告漏れか？ 評価の誤りか？ 不安でいっぱいになることだろう。

相続の発生件数のうち相続税が課税されたものは、約5万6,000件（平成26年分）である。このうち、2年後の平成28事務年度に税務調査の対象となったものは1万2,116件で、調査割合は約21.6%となる。

しかし、この約5万6,000件の中には、基礎控除額をわずかに超える案件も多数も含まれており、課税価格で2億円を超えるような案件についての調査は、50%を超える割合で行われているものと推定される。

相続税の課税件数は約5万6,000件であるが、すべての税理士又は会計事務所が相続申告に携わっているわけではない。相続税の申告を多く手がけている会計事務所の中には、1年間で100件を超える事務所もある（中には1,000件を超えているところもある）ので、ひとつの会計事務所が相続税申告を行う件数はもっと少なくなると考えられる。

※ 近年、会社経営と相続税は切り離せなくなっており、多くの会計事務所が相続税に力を入れてきているようである。

まして、相続税の税務調査を受ける割合になるともっと少なくなり、ほとんどの会計事務所が相続税の税務調査に立ち会った経験がないのではないかとと思われる。

所得税・法人税・消費税等の税務調査であれば、会計事務所も納税者もある程度調査に対する免疫ができているため、誤りがあつたら払えばよい程度の気持になる。しかし、相続税の税務調査に関しては、大きな不安を抱えて調査当日を迎えるというのが現実のようである。

相続税は、相続財産の把握漏れによる申告漏れや申告誤り、評価誤り等により、数千万円もしくは数億円の追徴税額が発生することがある。相続税の調査により申告誤り等が発覚し、税理士損害賠償事件までに及ぶケースも数多く発生している。

そのためにも、どのように税務調査が行われるのか、調査対象者の選定はどうしているかなどを知ることから、相続財産の把握がより深くなり、より適正な申告ができるようになると思われる。

本書を手にとっていただいた方が、適正な申告により相続税の税務調査に落ち着いて対応され、是認を勝ち取っていただければ、著者一同の望外の喜びである。

平成30年10月

執筆者一同

第1章

相続税における税務調査の概要

- I 今後も増え続ける相続案件 2
 - 1 2025年問題と被相続人数の増加 / 2
 - 2 相続税の課税されている現状と将来の見通し / 3

- II なぜ相続税調査は高い頻度で行われるか 7
 - 1 国税庁の相続税調査事績から見えてくるもの / 7
 - 2 税務当局の調査担当部署の変更 / 9
 - 3 相続財産等の種類 / 9
 - 4 相続税調査の重点テーマは不表現資産の解明 / 13
 - 5 税務調査は確認行為である / 15
 - 6 争点になるグレーゾーンの判断 / 16

第2章

相続税調査に関する法改正と当局の体制整備

I	税務調査の事前通知	21
	1 通知方法	／21
	2 事前通知の対象者等	／21
II	実地調査	23
	1 質問検査権	／23
	2 留置き	／23
	3 税務調査終了の手続き	／23
	4 理由附記	／25
III	KSKシステムを駆使した情報の一元管理	26
	1 KSKシステムの活用	／26
	2 KSKシステムのデータ分析による対象選定	／27
	3 効率化が進む相続税調査	／28

第3章

相続税調査の傾向と重点事項

I	家族名義預貯金は最大の争点	32
	1 相続財産となる家族名義預貯金	／32
	2 名義預貯金と贈与の判断基準	／32

II	みなし相続財産の生命保険も要注意	37
	1 契約形態で異なる課税関係／37	
	2 税務調査時のチェックポイント／38	
III	不動産節税対策の注意点	40
	◇ 借入金による不動産の取得／40	
IV	広大地の評価と鑑定価格による評価	43
	1 広大地評価の特性／43	
	2 注意すべき不動産鑑定士による評価額／45	
	3 なぜ、調査の対象とされやすいのか／46	
	4 広大地の評価についての改正／47	
V	海外資産関連事案の増加	54
	1 国際化と海外資産の調査／54	
	2 国外財産調書制度／54	
	3 財産債務調書への個々の明細の記載不要／56	
	4 海外資産関連事業による調査事績／56	
VI	金地金等の譲渡の対価の支払調書 制度	58

時系列でみる 相続税調査のプロセス

- I あの手この手で相続財産の実態把握に努める** 62
- 1 市区町村役場を通じて死亡届が税務署に通知される／64
 - 2 死亡通知により相続税申告の対象者を選別する／65
 - 3 相続人の代表者への申告書の送付／66
 - 4 相続開始10か月以内に申告書を提出する／67
 - 5 より詳しく申告財産の内容をチェックする／80
 - 6 申告審理により処理区分が決定される／82
 - 7 高額事案や内容が複雑な事案は国税局の担当に／83
 - 8 実地調査を前提とする準備調査の開始／85
 - 9 添付書面提出の場合には税理士から意見聴収される／86
 - 10 臨宅調査では事実関係の確認を行う／87
 - 11 税理士法33条の2による書面添付の有効性／87
- II 相続税申告書が提出され1年～2年のうちに調査が入る** 89

第5章

相続税の除斥期間と 加算税制度

I	時効と除斥期間	92
1	時効の定義／92	
2	除斥期間とは何か／93	
3	徴収権と消滅時効／94	
4	時効の中断と停止／94	
5	相続税における時効の成立／95	
6	贈与税における除斥期間の成立／96	
7	名義預金におけるポイント／96	
8	名義株式におけるポイント／98	
II	加算税の種類と賦課要件	100
1	加算税とは／100	
2	無申告加算税と課税要件／101	
3	過少申告加算税と課税要件／101	
4	重加算税と課税要件／102	
5	各加算税と延滞税の計算／103	
III	延滞税の賦課要件と計算	106
1	課税要件の定義／106	
2	算定の基準／106	

第6章

強制調査と任意調査

- I 査察と称する強制調査 115
 - 1 強制調査に必要となる条件／115
 - 2 相続事案のうち強制調査の対象になった告発事案／119
 - 3 国税通則法132条（旧国税犯則取締法2条）による許可状／120
 - 4 告発された強制調査案件の行方／121

- II 質問検査権による任意調査 123
 - 1 相続人の同意を得て行う任意調査／123
 - 2 国税通則法74条の3の質問検査権とは／123
 - 3 さまざまな問題が残る質問検査権／126
 - 4 相続税の税務調査における選定基準／127
 - 5 “リョウチョウ”による税務調査／128
 - 6 特官による税務調査／129
 - 7 調査官による一般的な税務調査／129
 - 8 複数税目の観点で行う総合調査／130
 - 9 相続税の申告事績と調査事績／132

第7章

相続税調査の特徴と さまざまな手法

- I 準備調査の概要 138

- 1 KSKによる調査対象の絞込み／138
- 2 対象事案を精査して実地調査に向かう／142

II 臨宅調査（実地調査）の進め方 … 144

- 1 納税者の準備と心構え／144
- 2 聴取調査の対処法／147
- 3 現況調査の対処法／155
- 4 現地調査の確認事項／160

III 反面調査で申告内容を裏付ける … 163

- 1 関連先への反面調査／163
- 2 金融機関の反面調査／164

IV 調査終了後の賢い対処法 …………… 165

- 1 明らかに申告の誤りが認められた場合には修正申告を／165
- 2 納得がいかない場合には更正処分を／166
- 3 申告誤りが認められなかった場合には／169

第8章

相続税調査の対象に 選定されがちなケース

- I 収入の割に家族名義の預貯金等が多いケース …………… 173

II	配当金が被相続人に振り込まれて いる上場有価証券があるケース	175
III	高額所得者であるのに相続財産が 少ないケース	177
IV	預貯金の出入りが頻繁に行われて いるケース	179
V	支払先の不明な出金記録が多い ケース	180
VI	借入金に見合う化体財産がない ケース	182
VII	財産評価額そのものに問題がある ケース	183
VIII	自社株式が分散しているケース	185
IX	海外送金を度々行っているが、海外 財産は申告されていないケース	186

X 貸金庫に頻繁に出入りしている ケース	187
-------------------------------	-----

第9章

自社株式における 相続税調査の論点

I 税務調査での着眼点	190
1 名義株式／190	
2 自社株式の評価／190	
3 会社との取引／191	
II 税務調査への準備と流れ	192
1 どのような申告が対象となるか／192	
2 税務調査の流れ／193	
III 名義株式への対応と調査事項	195
1 名義株式が発生する原因／195	
2 名義株式の修復／195	
3 株主名簿にある相続人への聞き取り／196	
4 株主名簿の有無／196	
5 株券台帳／197	
6 実際の株券の発行の有無／198	
7 配当金の支払いの有無と支払先／199	
8 株主総会／199	

IV 臨宅調査と法人反面調査での留意点	201
1 臨宅調査での留意点／201	
2 反面調査対象法人への反面調査／201	
V 名義株式と疑われた場合の対応 …	203
1 株主が被相続人の親族のケース／203	
2 株主がオーナー親族以外のケース／203	
3 名義株式らしき株式がある場合の対処方法 ／204	
4 名義株式と知った上では重加算税／205	
5 事前に判明した場合の対応／205	
VI 株式の評価に関する論点 ……	207
1 株式評価での税務調査対応の一般的留意事項 ／207	
2 土地保有特定会社への留意事項／207	
3 株式保有特定会社への留意事項／208	
4 海外子会社／208	
5 取得後3年以内の土地等・建物／208	
6 帳簿に計上されていない資産／209	

相続税調査の事例から 対応策を探る

- I 贈与税の除斥期間が過ぎたと考えて、
家族名義預金を申告しなかったケース …… 213**
- 1 事案の概要／213
 - 2 調査官の見解／213
 - 3 解 説／214
 - 4 対 応 策／216
- II 被相続人の名義でない自社株式を相続
財産から除外して申告したケース …… 217**
- 1 事案の概要／217
 - 2 調査官の見解／217
 - 3 解 説／217
 - 4 対 応 策／218
- III 相続人等が持つ多額な預貯金等の
形成過程が不明であったケース …… 219**
- 1 事案の概要／219
 - 2 調査官の見解／219
 - 3 解 説／220
 - 4 対 応 策／221
- IV 縄延びがある土地と知りながら公簿
面積で申告したケース …… 223**
- 1 事案の概要／223
 - 2 調査官の見解／223
 - 3 解 説／223

4 対応策／224

**V 被相続人の預金口座に多額の出金
記録があったケース** 225

- 1 事案の概要／225
- 2 調査官の見解／225
- 3 解 説／225
- 4 対応策／226

**VI 香典帳から隠された証券会社の存在
が判明したケース** 227

- 1 事案の概要／227
- 2 調査官の見解／227
- 3 解 説／227
- 4 対応策／228

**VII 被相続人名義の土地に配偶者名義のアパート
を建築していたことを見逃したケース** 229

- 1 事案の概要／229
- 2 調査官の見解／229
- 3 解 説／230
- 4 対応策／230

**VIII 化体財産がない多額な借入金を仮装
と判断されたケース** 231

- 1 事案の概要／231

- 2 調査官の見解／231
- 3 解説／231
- 4 対応策／232

IX 相続時精算課税制度の適用を受けていたことを失念していたケース …… 233

- 1 事案の概要／233
- 2 調査官の見解／233
- 3 解説／234
- 4 対応策／234

第11章

適正な相続税申告の実現を目指して

I 何よりも依頼者との信頼関係の構築が大切になる …… 238

II 専門家同士が連携して申告業務を進める …… 240

III 申告誤りは専門家責任を問われ損害賠償の対象となる …… 242

IV 別の眼によるチェック体制が重要になる	244
V 更正の請求による対応も検討する 価値あり	246
VI 「相続税申告の見直し」を生業とする 税理士	247
VII 税務調査に対する不安を取り除く ために	248

凡 例

本書では、カッコ内等において、法令・通達等の表記につき、以下のように省略している。

- 国税通則法
- 相続税法
- 租税特別措置法
- 財産評価基本通達

通則法
相法
措法
評基通

(例) 相続税法第12条第1項第2号 → 相法12①二

第1章

相続税における 税務調査の概要

I

今後も増え続ける相続案件

1 2025年問題と被相続人数の増加

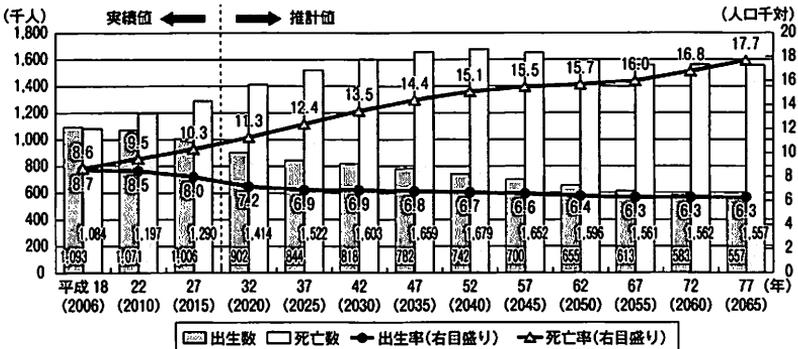
2025年問題（団塊の世代がすべて75歳以上になる）が社会保障制度の関係からクローズアップされてきている。

また、死亡者数はそれよりも後追いで増えている状態である。

周知のとおり、平成27年から相続税の基礎控除額が40%引き下げられ、相続税の申告件数は、全国平均で約2倍になった。

相続税の申告件数と死亡者数は、正比例の関係にあり、今後の死亡者数については、図表1-1のように予測されている。この表によれば、死亡者数は2040年まで増え続け、その先の2050年においても約160万人となると推計している。

●図表1-1 出生数及び死亡数の将来推計



(資料) 2006年、2010年、2015年は厚生労働省「人口動態統計」による出生数及び死亡数(いずれも日本人)。2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

2 相続税の課税されている現状と将来の見通し

平成29年12月に国税庁より発表された「平成28年分の相続税の申告事績について」（図表1-2）では、平成28年中（平成28年1月1日～平成28年12月31日）に亡くなった人数は130万7,748人であり、相続税の申告書を提出した件数（被相続人数）のうち相続税額のあるものは10万5,880人となっている。このことから、相続税の課税割合は約8%となり、相続税が課税されるのは被相続人100人に対し8人という計算になる。これを2040年に置き換えてみれば、170万件×8%＝13万6,000件になる見通しだ。

しかし、これはあくまでも課税件数（被相続人ベース）である。つまり、相続税の申告が必要となるケースは、課税件数以外にも小規模宅地等の特例の適用により課税額が0となる場合や、配偶者の税額軽減措置により0となる場合もある。そのため、実際に相続税申告が必要となる件数は、さらに2～3割は増えると推測される。

「相続税の課税状況の推移」（図表1-3）のとおり、平成16年～25年の間、課税割合は4.1～4.3%の横這い状況になっているが、平成3年は6.8%、昭和62年は7.9%であり、平成28年の8.1%は30年ぶりの高い数値になっていることがわかる。この課税割合は、相続税の基礎控除額の引上げと強い関連性がある。過去に行われた相続税の税率構造の改正と基礎控除額の引上げの関係は図表1-4のとおり推移している。

●図表 1-2 平成28年分の相続税の申告事績

項目		年分	平成27年分	平成28年分
①	被相続人数（死亡者数）		人 1,290,444	人 1,307,748
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 103,043	人 105,880
③	課税割合 (②/①)		% 8.0	% 8.1
④	課税価格		億円 145,554	億円 147,813
⑤	税額		億円 18,116	億円 18,681
⑥	被相続人1人 当たり	課税価格 (④/②)	万円 14,126	万円 13,960
⑦		税額 (⑤/②)	万円 1,758	万円 1,764

(出典) 国税庁「平成28年分の申告事績について」(平成29年12月)

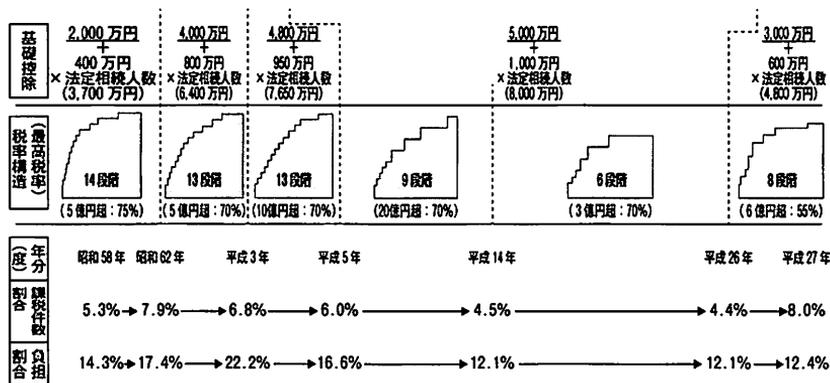
●図表 1-3 相続税の課税状況の推移

区分 年分	死亡者数・課税件数等				課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b) / (a)	被相続人 1人当 り法定相 続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当 り金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当 り金額	(d) / (c)
昭和58	人 740,038	件 39,534	% 5.3	人 4.1	億円 50,021	万円 12,653	億円 7,153	万円 1,809	% 14.3
59	740,247	43,012	5.8	4.0	54,287	12,621	7,769	1,806	14.3
60	752,283	48,111	6.4	4.0	62,463	12,983	9,261	1,925	14.8
61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2

区分 年分	死亡者数・課税件数等				課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b) / (a)	被相続人 1人当た り法定相 続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当た り金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当た り金額	(d) / (c)
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3
13	970,331	46,012	4.7	3.52	117,035	25,435.7	14,771	3,210.2	12.6
14	982,379	44,370	4.5	3.46	106,397	23,979.4	12,863	2,899.0	12.1
15	1,014,951	44,438	4.4	3.40	103,582	23,309.4	11,263	2,534.6	10.9
16	1,028,602	43,488	4.2	3.35	98,618	22,677.0	10,651	2,449.1	10.8
17	1,083,796	45,152	4.2	3.33	101,953	22,579.9	11,567	2,561.8	11.3
18	1,084,450	45,177	4.2	3.26	104,056	23,032.9	12,234	2,708.1	11.8
19	1,108,334	46,820	4.2	3.20	106,557	22,758.9	12,666	2,705.3	11.9
20	1,142,407	48,016	4.2	3.17	107,482	22,384.7	12,517	2,606.8	11.6
21	1,141,865	46,439	4.1	3.13	101,230	21,798.6	11,632	2,504.7	11.5
22	1,197,012	49,891	4.2	3.08	104,630	20,971.7	11,753	2,355.7	11.2
23	1,253,066	51,559	4.1	3.03	107,468	20,843.7	12,516	2,427.5	11.6
24	1,256,359	52,572	4.2	3.00	107,718	20,489.6	12,446	2,367.4	11.6
25	1,268,436	54,421	4.3	2.97	116,381	21,385.3	15,366	2,823.5	13.2

(出典) 財務省「相続税の課税状況の推移」

●図表1-4 相続税の税率構造の改正と基礎控除額の引き上げの推移



- (注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例: 配偶者+子2人)の場合の額である。
- (注2) 課税件数割合は、課税件数/死亡者数であり、負担割合は、納付税額/合計課税価格である。
- (注3) 合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

(出典) 財務省「相続税の改正に関する資料」より抜粋

しかし、相続税の課税割合が8%になるという見通しは、あくまでも日本全国を見た場合の平均水準であり、地価の高い首都圏等の大都市圏では被相続人数に対して30%や40%の人が申告の対象になっていると思われる。

したがって、大都市圏における相続税申告の増加割合は、今後かなりの勢いで増えてくと想定される。

編著者一覧

■組織プロフィール

J P コンサルタンツ・グループは、経営連合化の下に先進会計事務所が専門力を結集させた会計人組織として平成20年に発足。幅広い顧客ニーズに対してワンストップサービス体制を整え、的確に解決策を見出す実践的な手法は評価が高い。組織の母体となる構成事務所は関東全域をはじめ、広く全国にわたり、税務戦略、業績改善、組織再編、相続事業承継対策などに多くの実績を有する。特に相続対策を始めとする資産税業務はグループの中核テーマと位置付け、税務対策全般から納税資金対策・土地活用・物納戦略・遺言及び信託活用等に至るまで、その業務範囲は幅広い。さらに講演活動や執筆活動にも積極的に取り組む姿勢は、各方面から賞賛の声が寄せられている。

J P コンサルタンツ・グループ統括本部

東京都千代田区神田錦町3-21

ちよだプラットフォームスクウェア

TEL 03-5259-8089 H P <http://www.jp-cg.jp/>

■監修

中村 裕一

中村裕一税理士事務所 所長税理士

東京都荒川区西日暮里5-6-3 メゾン武蔵

TEL 03-3805-0677

■編者

J P コンサルタンツ・グループ

■著者

小林 登 (第1章・第11章)

恵泉税理士事務所 所長税理士
千葉県柏市北柏2-3-18 増田ビル3階
TEL 04-7199-3338

益本 正藏 (第2章・第3章)

税理士法人総和 代表社員 公認会計士・税理士
東京都港区南青山3-17-14 中山ビル5階
TEL 03-5414-5855

原田 篤志 (第2章・第5章)

税理士法人みどり会計 代表社員税理士
神奈川県平塚市宝町12-13
TEL 0463-23-6607

佐藤 健一 (第3章・第10章)

税理士法人J P コンサルタンツ 社員税理士
千葉県松戸市本町7-10 ちばぎん松戸ビル8階
TEL 047-308-5661

森瀬 博信 (第4章)

税理士法人Soogol 代表社員税理士
東京都台東区上野3-24-6 上野フロンティアタワー16階
TEL 03-5846-8263

戸島 潤吏 (第6章)

ペンデル税理士法人 代表社員税理士
東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館6階
TEL 03-5990-5910

友野由希子（第7章）

友野会計事務所 税理士
埼玉県さいたま市北区植竹町1-43-2
TEL 048-666-0756

久納 幹史（第8章）

久納公認会計士事務所 所長 公認会計士・税理士
愛知県名古屋市中区栄3-27-33 ロータリー栄ビル
TEL 052-262-5608

成田 一正（第9章）

税理士法人おおたか 特別顧問 公認会計士・税理士
東京都中央区日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル
TEL 03-5640-6450